

| |
|--|
| 記者提供資料 |
| 2024（令和6年）3月4日 |
| 明石市福祉局高齢者総合支援室 （担当：井上・梶木） （直通）078-918-5288（内線）3265 |

明石市と明石警察署が特殊詐欺の被害防止に関する協定を締結します

明石市内において高齢者を狙った特殊詐欺の被害が多発している現状を踏まえ、明石市と明石警察署が連携し、被害にあうおそれの高い高齢者に関する情報を共有し、被害を防止するために必要な支援を行うことにより、高齢者が安全に安心して暮らすことができる社会を実現することを目的として実施します。

1 協定の概要

(1)連携内容

（明石警察署）

- 警察活動を通じて把握した被害にあうおそれのある高齢者の情報提供を行う。
- 市や地域総合支援センター等が開催する研修会への講師派遣を行う。
- 市から情報提供を受けた高齢者に対して、速やかに適切な措置をとる。

（明石市）

- 明石警察署から受けた情報を地域総合支援センター等と共有し、福祉的支援を行う。
- 業務を通じて接する高齢者に対して、特殊詐欺への注意喚起を広く行う。
- 特殊詐欺の被害等の情報を把握した場合に、明石警察署へ情報提供を行う。

(2)有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（双方のいずれからも終了の意思表示がない場合は有効期間を1年間延長する。）

2 協定の締結式

(1)日時

令和6年3月8日（金）10時30分から

(2)場所

明石市役所 3階 303会議室

(3)締結者(出席者)

明石警察署長

明石市長